

資料2-1

平成29年(2017年)11月7日
政 策 会 議 資 料
都 市 魅 力 部 地 域 経 済 振 興 室
健 康 医 療 部 北 大 阪 健 康 医 療 都 市 推 進 室

地域未来投資促進法に基づく基本計画の策定について

1 地域未来投資促進法の概要

企業立地促進法が地域未来投資促進法に改正され、平成29年7月31日付で施行されました。両法の目的は以下のとおりです。

	企業立地促進法	地域未来投資促進法
目的	企業立地等による <u>産業集積の形成</u> を通じた地域経済の活性化。	地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域経済に高い波及効果をもたらす <u>地域経済牽引事業</u> を通じた地域経済の活性化。

<制度概要>

地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、最大化しようとする市町村及び都道府県の取組を支援するものです。

- (1) 国の基本方針に基づき、市町村及び都道府県は基本計画を策定し、国が同意。
- (2) 同意された基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業計画を知事が承認。
- (3) 国は、市町村及び都道府県とともに地域経済牽引事業者を支援。

2 地域未来投資促進法に基づく基本計画

地域経済牽引事業の促進に関する以下の主要事項等を定める基本計画を策定することで、減税措置等の国の支援措置を活用することができます。

<基本計画で定める主要事項>

- (1) 対象とする区域(促進区域)
- (2) 地域の特性と活用する分野